

# 世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



## ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2031年10月10日  
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

## 【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

## 運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、  
 それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を  
 約束するものではありません。

### <基準価額の推移>



基準価額：2,135円

純資産総額：113.61億円

### <基準価額の騰落率>

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
1.71%	4.93%	14.04%	20.85%	46.08%	37.39%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

### <基準価額騰落の要因分解>

前月末基準価額	2,109円
当月お支払いした分配金	-10円
為替	
コロンビアペソ	-1円
イギリスポンド	0円
ニュージーランドドル	1円
ハンガリーフォリント	5円
要	
メキシコペソ	6円
オーストラリアドル	6円
アメリカドル	3円
ノルウェークローネ	4円
チリペソ	3円
ポーランドズロチ	1円
債券要因	
インカムゲイン	5円
キャピタルゲイン	3円
その他	-1円
当月末基準価額	2,135円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

### <資産構成比率>

マルチカレンシーファンド クラスB	98.7%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.2%

### <分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

	設定来合計	直近12期計	25・3・12	25・4・14	25・5・12	25・6・12	25・7・14
分配金	7,300円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	-	-	1,870円	1,811円	1,871円	1,891円	1,937円
	25・8・12	25・9・12	25・10・14	25・11・12	25・12・12	26・1・13	26・2・12
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	1,931円	1,950円	1,983円	2,022円	2,064円	2,112円	2,106円

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

### 世界のサイフ

#### マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

##### <通貨別構成比>

コロンビアペソ	12.3%
メキシコペソ	11.7%
チリペソ	11.5%
ポーランドズロチ	11.2%
ハンガリーフォリント	11.0%
オーストラリアドル	9.3%
ノルウェークローネ	8.4%
イギリスポンド	8.4%
ニュージーランドドル	8.2%
アメリカドル	7.8%
その他	0.0%

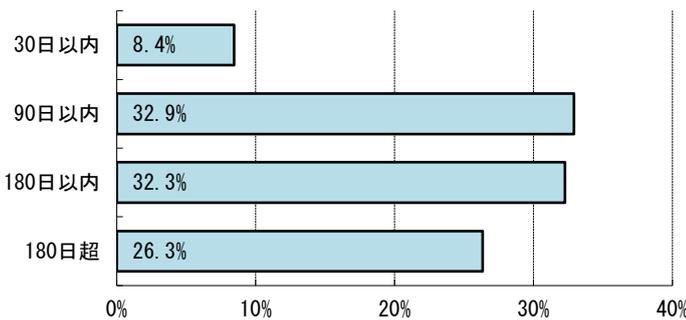
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※その他は円などです。

##### <格付別構成比>

短期金融 商品	P-1	59.2%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	30.4%
	Aa	10.4%
	A	0.0%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aaa

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。  
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。  
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

##### <残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

##### <公社債種別構成比>

ソブリン債	45.5%
社債・その他	54.5%
社債	43.3%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	11.2%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

##### <ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	5.22%
ポートフォリオの平均残存日数	134日
組入債券の銘柄数	18銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。  
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

## 【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して上昇しました。オーストラリア準備銀行（RBA）が政策金利を引き上げ、また追加利上げが意識されたことや、オーストラリアの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回ったこと、日本の首相が日銀の追加利上げに難色を示したと報道されたことなどから、オーストラリアドルは円に対して上昇しました。

## 【アメリカ】

アメリカドルは円に対して上昇しました。総選挙での与党自民党の圧勝を受けて現政権による積極財政が日銀に早期利上げを促す可能性が意識されたことなどが円の上昇要因となったものの、米国連邦準備制度理事会（FRB）の次期議長候補者が金融緩和に消極的との見方が広がったことや、米国の雇用統計、ISM製造業景況指数などが市場予想を上回ったこと、日本の首相が日銀の追加利上げに難色を示したと報道されたことなどから、アメリカドルは円に対して上昇しました。

## 【メキシコ】

メキシコペソは、キャリーが有利な環境にあることや円安の進行を受けて、対円で上昇しました。メキシコの最近のインフレ指標をみると、総合消費者物価指数（CPI）の上昇率はメキシコの中央銀行の目標範囲内にとどまり続けていますが、コアCPIの上昇率はサービス業での物価上昇圧力が根強いことから若干加速しています。こうした環境の下、同中銀はインフレの根強さを見極めるなかで金融緩和サイクルを一時停止し、当月は政策金利を7.00%に据え置きました。

## 【チリ】

チリペソは、世界的なリスク選好心理の回復やコモディティ価格の見直し改善を受けて、対円で上昇しました。1月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比2.8%とチリの中央銀行の目標を下回るなど、ディスインフレの進行を示しています。一方、1月の小売売上高は前年同月比3.7%増と弱い伸びとなりました。

## 【イギリス】

イギリスポンドは円に対して下落しました。イングランド銀行（BOE）による経済成長率見通しの下方修正などを背景にBOEの早期利下げが意識されたことや、総選挙での与党自民党の圧勝を受けて現政権による積極財政が日銀に早期利上げを促す可能性が意識されたこと、自民党の選挙公約だった食料品の消費税減税策は赤字国債に依存しないと首相が説明し財政悪化懸念が和らいだことなどから、イギリスポンドは円に対して下落しました。

## 【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは円に対して上昇しました。ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が政策金利を据え置き、また当面緩和的な金融政策の維持を示唆したことなどが、ニュージーランドドルの下落要因となったものの、日本の首相が日銀の追加利上げに難色を示したと報道されたことや、全国消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回り日銀の早期利上げ観測が後退したことなどから、ニュージーランドドルは円に対して上昇しました。

## 【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して上昇しました。ノルウェーの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回ったことや、日本の首相が日銀の追加利上げに難色を示したと報道されたこと、日本のCPIが市場予想を下回り日銀の早期利上げ観測が後退したことなどから、ノルウェークローネは円に対して上昇しました。

## 【コロンビア】

コロンビアペソは、主要新興国通貨のなかでは例外的に対円で下落しました。当月下旬には、5月に予定されているコロンビアの大統領選挙の世論調査が公表され、左派の候補者がリードしていることが示されたため、為替市場では政治・財政リスクの織り込み直しが進みました。キャリーが依然高水準にあり、コロンビアの中央銀行はタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を維持しているものの、政治・財政リスクへの懸念がこれを上回り、比較的堅調なマクロ経済環境にもかかわらず通貨が脆弱な状況に置かれました。

## 【ポーランド】

ポーランドズロチは、対円で概ね変わらずとなりました。ポーランドの2025年第4四半期のGDP成長率（速報値）は前年同期比4.0%増となり、前四半期から加速するとともに内需が同4.3%増の伸びをみせました。この主因は個人消費の力強い伸びと投資の底堅い伸びであり、同国の経済は2025年を堅調な勢いで終えたことが確認されました。

## 【ハンガリー】

ハンガリーフォリントは、円安の進行に加えて世界的な金融環境の緩和やディスインフレの継続を背景に、対円で上昇しました。ハンガリーの中央銀行は、当月の金融政策決定会合で市場予想通り0.25%の利下げを実施し、政策金利を6.25%としましたが、サービス価格やインフレ期待の高止まりを受けて、慎重な姿勢を維持するとともにデータに基づいた金融緩和路線を継続する意向を改めて示しました。追加利下げについては、あらかじめ設定したタイミングで検討するのではなく、インフレ基調や金融環境の安定性が継続的に改善していることを条件とすると強調しました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で上昇しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して上昇しました。また、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

## ◎今後の見通し

米国では、景気が引き続き底堅いものの徐々に減速しつつあることを示唆する経済指標を背景に、新たな地政学的リスクや通商政策を巡る不確実性、人工知能（AI）による生産性向上と労働者の解雇を巡る議論の高まりなど複数の要因に大きく左右されました。米国が、イランへの大規模な戦闘作戦の一環として、イランに対して空爆を実施したことを受けて、地政学的リスクに再び注目が集まりました。この動きは世界の金融市場に非対称的なリスクをもたらしており、特にホルムズ海峡の封鎖が主なテールリスクとして意識されています。湾岸地域には一定の原油の余剰生産能力が存在していますが、ホルムズ海峡が混乱に巻き込まれる場合、当該余剰生産能力を利用できない可能性があることから、エネルギー価格や短期的なインフレ期待の上振れリスクが高まっています。地政学的リスクの高まりは短期的に米ドルを下支えしていますが、金利市場やコモディティ市場のボラティリティ（変動性）を高める要因にもなっています。しかし、市場予想によれば、事態の悪化は抑制される可能性が高いことが示唆されており、現時点では全面的なリスク回避の動きにつながっていません。

米国の通商政策については、一定の明確化がみられたものの、最終的な決着には至っていません。米国連邦最高裁は、トランプ米大統領による「相互関税」を違憲であると判断し、無効化しました。それにもかかわらず、トランプ米大統領は、1974年通商法122条に基づいて、各国からの輸出品に対して10%の追加関税を導入すると発表しました。さらに、同法301条や1962年通商拡大法232条に基づく複数の手段を活用して、関税措置の継続または強化を図ろうとしています。当面の間、一部の貿易相手国からの輸出品に対する米国の関税率が大幅に低く設定されることになり、米国への輸出の前倒しが誘発される可能性があります。米国の経済指標は、引き続き緩やかな景気減速を示唆する内容となっています。労働市場の需給の引き締まりが依然としてディスインフレの迅速な進行を防ぐ要因となっていることを踏まえ、米国連邦準備制度理事会（FRB）は慎重な姿勢を維持せざるを得ない状況となっています。市場では、引き続き2026年に利下げが実施されることが予想されていますが、地政学的リスクや粘着的なサービスインフレ、AI関連の不確実性など複数の要因により、イールドカーブの短期部分の感応度が高まっています。

欧州では、ユーロ圏のディスインフレが一段と進行しており、1月のユーロ圏の総合消費者物価指数（HICP）の上昇率（改定値）は前年同月比1.7%となり、欧州中央銀行（ECB）の目標を下回っています。1月のエネルギー価格の上昇率は前年同月比4.0%減となり、HICP総合指数の上昇率を押し下げる要因となっています。サービス価格の上昇率は依然として基調的な物価上昇圧力の要因となっていますが、1月は前年同月比3.2%と前月から減速しており、勢いが徐々に鈍化していることが示されています。非エネルギー工業製品価格の上昇率は前年同月比0.4%と低水準にとどまり、インフレ環境が一段と緩やかなものになりつつあることが示唆されています。ユーロ圏の経済成長は引き続き弱いながらも底堅く推移しています。ドイツやフランスは依然として低迷していますが、スペインは好調な消費や投資に下支えされ、他のユーロ圏諸国の中でも堅調に推移しています。ユーロ圏の2025年第4四半期のGDP成長率（改定値）は前期比0.3%増となり、低いながらもプラス成長が続いています。経済活動指標では、ユーロ圏の経済成長の勢いが緩やかに改善していることが示されており、2月のユーロ圏の総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は51.9と前月から上昇しました。サービス業PMIは引き続き景気拡大・縮小の分かれ目となる50を上回り、成長の主な原動力となっているなか、製造業PMIも安定化の兆しを示しており、景気拡大を示唆する水準に転じています。こうした状況を背景に、ECBは様子見姿勢を維持し、2月の金融政策決定会合で政策金利を据え置くことを決定しました。ECBは引き続き、今後の政策判断はデータに基づき会合ごとに判断する姿勢を改めて示しており、現在の金融政策がインフレと経済成長のバランスが取れた「良い位置にある」との認識を示しています。足もとの調査や市場の織り込みでも、ECBが長期にわたり政策金利を据え置く可能性が高いことが示されており、大きな下振れショックがなければ、2026年を通じて追加利下げは実施されないことが予想されています。欧州の複数の国に対する米国政府の新たな強硬発言や関税賦課の脅しを受けて、市場は一時的に不安定化しました。しかし、こうした動きは短期的なものにとどまっており、現時点ではユーロ圏経済への影響は限定的になるとみられています。

英国では、政治と経済成長は引き続きグローバル要因に影響を受けやすい状況が続いていますが、最近の英国内の議論の焦点は3月に発表予定の春季予算案に集中するとみられています。しかし、春季予算案は、主に秋季予算案を中核として、主要な税制・支出変更を年1回にまとめて行う方針に沿って、大きな政策変更がない見通しです。2月の総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は市場予想に反して上昇し、1月の小売売上高は前月比1.8%増となるなど、英国経済の短期的な成長シグナルは改善しており、これにより春季予算案に一定の余裕が生まれています。英国の労働市場は依然として軟調であり、2025年10～12月の失業率は5.2%に上昇し、雇用者数は弱い伸びを示し、賃金の伸びも勢いが弱まっています。インフレは引き続き正常化に向かっていますが、サービス価格の上昇率は依然としてイングランド銀行（BOE）の目標を上回って推移しています。BOEは、2月の金融政策決定会合で政策金利を3.75%に据え置くことを決定しました。5対4でハト派（景気に対して弱気）寄りの僅差での決定となり、金融緩和方向への傾きが示されました。市場では、2026年に小幅な利下げが実施されることが予想されています。

**投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。**

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）が再び金融引き締め姿勢に転じ、2月の金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き上げて3.85%とすることを決定しました。利上げの理由として、インフレ圧力の再燃と、金融環境が十分に抑制的ではなくなっているとの懸念を挙げています。オーストラリアではインフレが引き続き高止まりしており、1月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.8%となり、RBAが重視するCPIトリム平均値の上昇率は同3.4%と前月から加速し、いずれもRBAの目標範囲である2～3%の上限を上回っており、デysinフレの進行が停滞するなかで、サービス業主導の物価上昇圧力が根強く残っていることが示唆されています。経済活動は依然として底堅く推移しています。2月のサービス業購買担当者景気指数（PMI）と製造業PMI（いずれも速報値）は、ともに前月から低下したものの底堅く推移するなか、総合PMIは52.0と前月から低下しましたが、依然として景気拡大・縮小の分かれ目となる50を上回っています。RBAはよりタカ派（景気に対して強気）的な姿勢に転じており、需要が想定以上に強いことを認め、必要であれば追加的な引き締めも辞さない姿勢を示唆しています。市場はRBAのこうした変化を織り込んでおり、2026年を通して十分なインフレの減速が確認されない場合は追加利上げの可能性が高まるとみえています。

ニュージーランドでは、インフレ率がニュージーランド準備銀行（RBNZ）の目標範囲の上限付近で推移しており、2025年第4四半期の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、主に食品価格や住宅・公共料金の伸びが押し上げ要因となり、前年同期比3.1%となりました。経済活動指標は、景気回復の兆しを示していますが、その回復は依然として不均一なものとなっています。1月の製造業購買担当者景気指数（PMI）とサービス業PMIはいずれも景気拡大を示唆する水準となり、経済活動の急激な落ち込みから脱したことが示唆されています。しかし、建設業や製造業の一部など金利に敏感なセクターは引き続き下押し圧力にさらされており、最近の景気回復の脆弱性が浮き彫りになっています。労働市場は、余剰労働力の存在を引き続き示しています。2025年第4四半期の失業率が5.4%に上昇し、労働力の未活用率が依然として高止まりしており、賃金の伸びは鈍化していることを踏まえると、慎重な金融政策の姿勢が必要であることが裏付けられています。こうした状況を踏まえて、RBNZは様子見姿勢を維持し、2月の金融政策決定会合で政策金利を2.25%に据え置くことを決定しました。一方、市場はよりタカ派（景気に対して強気）的な方向に移行しており、経済成長が予想以上に力強い結果となったことや、経済活動が底を脱した可能性があると自信が強まったことを反映して、2026年末までに利上げが実施されることが予想されています。

ノルウェーでは、ノルウェー銀行（中央銀行）が2025年に2回の利下げを実施しましたが、1月の金融政策決定会合では政策金利を4.00%に据え置くことを決定しました。基調的なインフレ率が依然として高止まりするなか、ノルウェー銀行は、時期尚早な金融緩和を避ける姿勢を維持しています。1月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.6%と前月から加速し、コアCPIの上昇率は同3.4%で高止まりするなど、いずれもノルウェー銀行の目標である2%を大幅に上回っており、国内の物価上昇圧力が依然として根強く残っているというノルウェー銀行の見方が裏付けられています。ノルウェー経済は強弱入り交じった状況にあり、購買担当者景気指数（PMI）は景気拡大・縮小の分かれ目となる50を上回っていますが、その勢いは依然として不均一であり、世界経済の動向に左右されやすい状況が続いています。労働市場の状況は徐々に変化しており、依然として逼迫した水準ではあるものの、労働需要の弱まりと余剰労働力の緩やかな積み上がりが見られます。ノルウェー銀行は引き続き忍耐強い姿勢を示しており、利下げを急がない方針を改めて示しています。

新興国市場では、2025年は堅調な推移を示しましたが、これを支えた基盤は2026年に入っても概ね維持されています。世界経済の成長期待は改善しており、新興国市場固有の勢いも、広範な経済指標の改善やより信頼性の高い政策枠組みに支えられて底堅く推移しています。これらの要因が相まって、新興国資産全般における収益の底堅さやマクロ経済の安定性、投資家の信頼などを引き続き下支えています。外部環境は新興国資産にとって引き続き概ね追い風となっています。世界的にボラティリティ（変動性）が抑制されているなか、米国連邦準備制度理事会（FRB）による3会合連続の利下げを受けて、世界的に金融環境は緩和に向かっています。こうした環境下では、信頼性の高い金融政策の枠組みを持ち、インフレ動向が改善している現地通貨建て新興国債券市場を中心にキャリアやデュレーションの調整に対する需要が一段と強まっています。現地通貨建て新興国債券市場の利回りは先進国債券市場に比べて魅力的な水準となっており、ボラティリティも引き続き抑制されていることから、依然として魅力的な投資対象であると考えています。ハードカレンシー（国際通貨）建て新興国ソブリン債の発行は、メキシコなどを中心に一部の投資適格国による大型発行が全体を押し上げています。一方、中東地域における地政学的緊張の再燃が短期的なリスク要因として浮上しています。足もとの米国とイスラエルによるイランへの攻撃や米国の軍事活動の活発化により、ホルムズ海峡の航行を中心にエネルギー供給ルートを巡る不確実性が高まっています。原油市場では、これまでのところ十分な供給を維持しているものの、イランを巡る状況を受けて、エネルギー価格や世界の金融市場は地政学的リスクを再び織り込もうとしています。新興国市場では、こうした影響は地域によって異なっています。原油価格の上昇は、中南米地域や中東の一部資源輸出国にとって追い風となりますが、エネルギー輸入国にとってはインフレや経常収支の悪化に対するリスクが高まる要因となります。現時点では、こうした影響は限定的にとどまっていますが、緊張がさらに高まった場合は、ボラティリティが断続的に高まる可能性が高いとみえています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2031年10月10日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.2%(税込)=22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくこととなります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し年率0.96905%(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。  信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。 当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.amova-am.com 〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

## ■お申込みに際しての留意事項

## ○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

## 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

### 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尾崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
株式会社SMB C信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北部信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号			○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		

### 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第46号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第47号	○		
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第237号			○
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第53号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第41号			
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第15号	○		
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第58号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第142号	○	○	○
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第49号	○		
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長 (登金) 第5号	○		
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第5号	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第44号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第7号	○	○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第50号			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○		
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長 (登金) 第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第1号	○		
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第19号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第38号			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第5号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第94号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第22号	○		
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第38号	○		
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第36号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

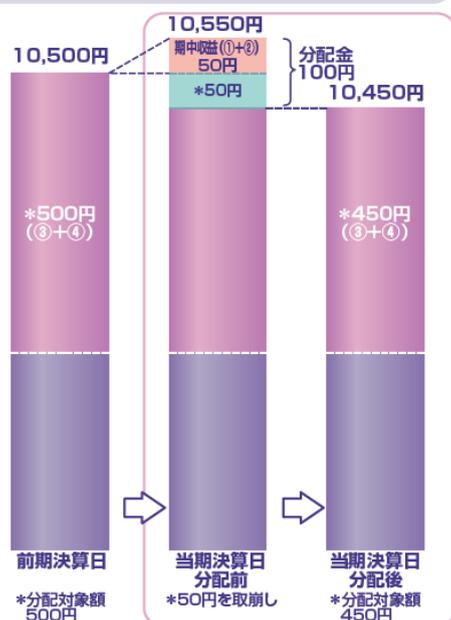
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



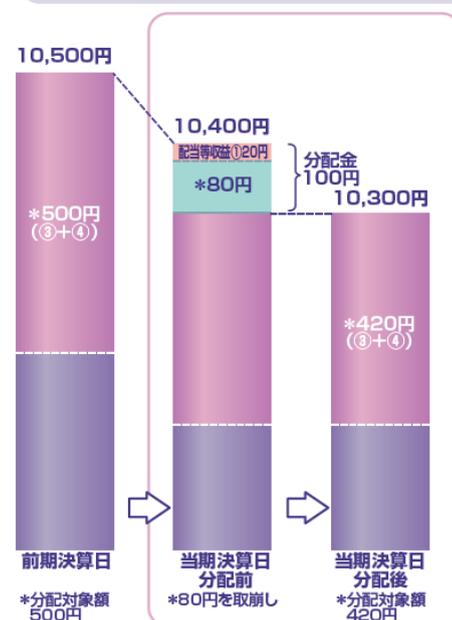
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



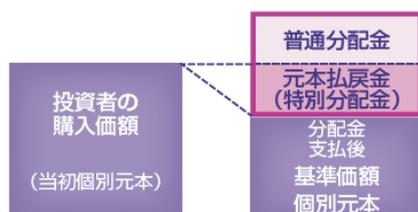
#### 前期決算から基準価額が下落した場合



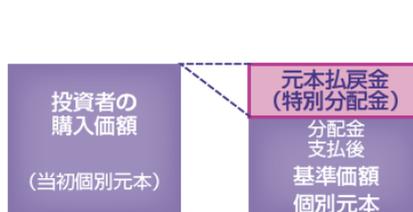
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。